

(一) 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき十
(二) 食品衛生法第四十八条第六項第三号（養成施設の登録）の登録	登録件数 五万円
(三) 食品衛生法第四十八条第六項第四号（登録）の登録	登録件数 一件につき十
七十二 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設又は講習会の登録	登録件数 五万円

(一) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第三号（養成施設の登録）の登録	登録件数 一件につき十
(二) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号（登録）の登録	登録件数 一件につき九
七十三 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録	登録件数 五万円

七十四 業として行う採血の許可	許可件数 五万円
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十号）第十三条第一項（業として行う採血の許可）の規定による業として行う採血の許可	一件につき十

(二) 工業標準化法第六十五条第一項（外国試験事業者の試験所の登録）の外国試験事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数 一万五千円
三十四の七 計量器の校正等に係る事業者の登録	申請件数 一万五千円
計量法（平成四年法律第五十一号）第二十六条第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）	申請件数 一万五千円

三十四の八 回路配線利用権の設定登録等事務に係る登録機関の登録	登録件数 万円
半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二十八	一件につき九

七十五 業として行う臓器のあつせんの許可

条第一項（登録機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

臓器の移植に関する法律（平成九年法律第一百四号）第十二条第一項（業として行う臓器のあつせんの許可）の規定による

業として行う臓器のあつせんの許可

許可件数

一件につき九
万円

七十六 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録

登録件数

一件につき九
万円

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）又は第十九条第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

七十七 医薬品等の製造販売業（製造業若しくは修理業に係る許可若しくは認定又は指定管理医療機器等に係る登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

許可件数

一件につき十
五万円

（一） 薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第十二条第一項（製造販売業の許可）（同法第八十三条第一項（動物用医薬品等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の第一種医薬品製造販売業許可、第二種医薬品製造販売業許可、医薬部外品製造販売業許可、化粧品製造販売業許可、第一種医療機器製造販売業許可、第二種医療機器製造販売業許可又は第三種医療機器製造販売業許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）

許可件数

一万円
一件につき九

三十四の九 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第九条第一項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九
万円

（二） 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九
万円

（三） 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の二（特定登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九
万円

三十四の十 エネルギー管理指定工場に係る登録調査機関の登録

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九
万円

三十五 鉄道事業の許可、索道事業の許可又は軌道事業の特許

（注）都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一项（鉄道事業法の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項（速達性向上計画）の規定による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十条第一項（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合にお

しくは医療機器の製造業の許可又は同条第六項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）

(三) 薬事法第十三条の三第一項（外国製造業者の認定）の規定による外國製造業者の認定又は同条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定による製造所に係る認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）

四) 薬事法第四十条の二第一項（医療機器の修理業の許可）の医療機器の修理業の許可又は同条第五項の規定による事業所に係る修理区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）

五) 薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第十三条第一項若しくは第六項（同法第十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の三第一項又は第四十条の二第一項若しくは第五項の規定による許可又は認定（政令で定めるものに限り、更新の許可又は認定を除く。）

(六) 薬事法第二十三条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

七十八 介護支援専門員実務研修受講試験に係る登録試験問題作成機関の登録

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の十一第一項（登録試験問

ける同法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定は当該特許とみなす。

認定件数

万円
一件につき九

許可件数

万円
一件につき九

認定件数
許可件数又は

万円
一件につき九

許可件数

万円
一件につき十

許可件数

万円
一件につき三

特許件数

万円
一件につき十

特許件数

万円
五万円（三）に

（注）流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。

三十六 道路運送事業の許可

(一) 鉄道事業法（昭和六十一年法律第十二号）第三条第一項（許可）の規定による第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。）

（二）鐵道事業法第三十二条（許可）の索道事業の許可

（三）軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）（同法第三十一条（軌道に準ずるもの）において準用する場合を含む。）の軌道事業の特許（当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの特許で政令で定めるものを除く。）

（四）道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）第四条第一項（一般旅客自

題作成機関の登録) の登録

七十九 確定拠出年金運営管理業の登録

確定拠出年金法(平成十三年法律第八十
八号)第八十八条第一項(登録)の確定

拠出年金運営管理業の登録

登録件数
一件につき九
万円

登録件数
一件につき九
万円

八十 在宅就業支援団体の登録

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭
和三十五年法律第二百二十三号)第七十四
条の三第一項(在宅就業支援団体の登録
)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数
一件につき一
万五千円

八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働
者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働
者就業機会確保事業の許可

許可件数
一件につき九
万円

一 職業安定法(昭和二十二年法律第四
四十一号)第三十条第一項(有料職業
紹介事業の許可)の有料の職業紹介事
業の許可(更新の許可を除く。)

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保
及び派遣労働者の就業条件の整備等に
関する法律(昭和六十年法律第八十八
号)第五条第一項(一般労働者派遣事
業の許可)の一般労働者派遣事業の許
可(更新の許可を除く。)

許可件数
一件につき九

万円
一件につき九

動車運送事業の許可)の一般旅客自動
車運送事業の許可

イ 一般乗合旅客自動車運送事業の許
可又は一般貸切旅客自動車運送事業
の許可

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の許
可

許可件数
一件につき九
万円

許可件数
一件につき三
万円(個人の
受ける一般乗
用旅客自動車
運送事業の許
可で政令で定
めるものにつ
いては、一万
五千円)

許可件数
一件につき三
万円

許可件数
一件につき三
万円

二 道路運送法第四十三条第一項(特定
旅客自動車運送事業)の特定旅客自動
車運送事業の許可

三 貨物自動車運送事業法(平成元年法
律第八十三号)第三条(一般貨物自動
車運送事業の許可)の一般貨物自動車
運送事業の許可

四 貨物自動車運送事業法第三十五条第
一項(特定貨物自動車運送事業)の特
定貨物自動車運送事業の許可

許可件数

万円
一件につき六

許可件数

万円
二万円

許可件数

万円
二万円

三十七 削除

三十八 倉庫業者の登録若しくは変更登録又は認定

(注) 流通業務総合効率化促進法第八条(倉庫業法の特例)の規定によ
り倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合にお
ける流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認
定)の規定による総合効率化計画の認定又は流通業務総合効率化促
進法第五条第一項(総合効率化計画の変更の認定)の規定による給
の許可(更新の許可を除く。)

四、港湾労働法第十八条第一項（派遣事業対象業務の種類の変更等）の変更の許可（同法第十二条第二項第四号の港湾との派遣事業対象業務の種類の増加に係るものに限る。）

許可件数

一件につき一
万五千円

- (五)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第十八条第一項（建設業務有料職業紹介事業の許可）の建設業務有料職業紹介事業の許可（更新の許可を除く。）

許可件数

一件につき九
万円

- (六)建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十一条第一項（建設業務労働者就業機会確保事業の許可）の建設業務労働者就業機会確保事業の許可（更新の許可を除く。）

許可件数

一件につき九
万円

八十二、建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録

登録件数

一件につき九
万円

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九
万円

(一)労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の三第一項（検査業者の登録）

登録件数

一件につき九
万円

- (二)労働安全衛生法第十四条（登録教習機関の登録）、第六十一条第一項（登録教習機関の登録）又は第七十五条第

合効率化計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

(一)倉庫業法第三条（登録）の倉庫業者の登録

倉庫の数

一件につき二
個

(二)倉庫業法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（倉庫の新設に係る変更登録で政令で定めるものに限る。）

倉庫の数

一個につき一
個

(三)倉庫業法第二十五条（トランクルームの認定）の認定

トランクルームの数

一件につき一
個

三十九、船舶運航事業の許可

(一)海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の許可（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）

許可件数

一件につき九
万円

(二)海上運送法第十九条の三第一項（特定旅客定期航路事業の許可）の特定旅客定期航路事業の許可（(一)の離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）又は同法第二十二条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可

許可件数

一件につき九
万円

(一)港湾運送事業の免許又は許可（昭和二十六年法律第一百六十号）第四条第一項（免許）の規定による港湾運送事業の免許

許可件数

一件につき九
万円

四十、港湾運送事業の免許又は許可

(一)港湾運送事業法（昭和二十六年法律第一百六十号）第四条第一項（免許）の規定による港湾運送事業の免許

許可件数

一港湾につき
港湾の数

		三項（登録教習機関の登録）の登録 （更新の登録を除く。）	登録件数
(三) 労働安全衛生法第三十八条规定第一項（登録製造時等検査機関の登録）の登録 （更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
(四) 労働安全衛生法第四十一条第二項（登録性能検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
(五) 労働安全衛生法第四十四条第一項（登録個別検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
(六) 労働安全衛生法第四十四条第二項（登録型式検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
八十四 作業環境測定機関の登録又は作業環境測定士に係る登録講習機関の登録	登録件数	万円	一件につき九
(一) 作業環境測定法第三十三条第一項（作業環境測定機関の登録）の作業環境測定機関の登録（同法第二条第五号（定義）に規定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
(二) 作業環境測定法第五条（登録講習機関の登録）又は第四十四条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	万円	一件につき九
卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売業務の許可）の中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	万円	一件につき九

		八 はしけ運送事業の免許又はいかだ運送事業の免許	港湾の数
(一) 港湾運送事業法第二十二条の二第一項（特定港湾における一般港湾運送事業等）の規定による特定港湾における一般港湾運送事業等の許可	免許件数	万円	一件につき三
(二) 港湾荷役事業の許可	免許件数	万円	九万円
ハ はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	免許件数及び港湾の数	万円	一件一港湾につき三万円
イ 一般港湾運送事業の許可	免許件数及び港湾の数	万円	九万円
ロ 港湾荷役事業の許可	免許件数及び港湾の数	万円	九万円
四十の二 内航海運業の登録	免許件数及び港湾の数	万円	九万円
(一) 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第一項（登録）の内航海運業の登録	免許件数及び港湾の数	万円	九万円
(二) 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	免許件数及び港湾の数	万円	九万円
(二) 船舶安全法第六条ノ五（登録検査確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	免許件数及び港湾の数	万円	九万円
四十の三 船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会又は登録検査機関の登録	免許件数及び港湾の数	万円	九万円
ハ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	免許件数及び港湾の数	万円	九万円
(二) 船舶安全法第六条ノ五（登録検査確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	免許件数及び港湾の数	万円	九万円
八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可	登録件数	万円	一件につき九
卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売業務の許可）の中央卸売市場における卸売業務の許可	登録件数	万円	一件につき九

八十六 農産物検査に係る登録検査機関の登録

(一) 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第二条第五項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(二) 農産物検査法第十九条第一項(変更登録)の変更登録(同法第十七条第四項第四号(登録事項)の登録の区分の増加に係るものに限る。)	登録件数
(三) 農産物検査法第十九条第一項の変更登録(同法第十七条第四項第五号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係るものに限る。)	登録件数
八十七 日本農林規格による格付の表示に係る登録認定機関又は登録外國認定機関の登録	登録件数

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第二条第五項(登録認定機関又は登録外國認定機関の登録)(更新の登録を除く。)

登録件数
五万円
一件につき十

(一) 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第四条第一項(登録を受けたる義務)の規定により農林水産大臣がする普通肥料の生産の登録(更新の登録を除く。)

登録件数
一万五千円
一件につき一

八十八 普通肥料の生産又は輸入に係る登録

登録件数
五万円
一件につき十

(三) 船舶安全法第八条(船級協会の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(四) 船舶安全法第二十八条第五項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(五) 船舶安全法第二十九条ノ三第二項(登録証書の発給を行う船級協会の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(一) 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教育所若しくは操縦免許証更新講習の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録	登録件数
(二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条第二項(海技免許講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(三) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号(海技免状更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数
(四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二第一項(登録船舶職員養成施設の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数

(五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十第一項(登録小型船舶教育所の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一(操縦免許証更新講習の登録)において準用する同法第七条の二第三項第三号の登録(更新の登録を除く。)

登録件数
万円
一件につき九

登録件数
万円
一件につき九

る普通肥料の輸入の登録（更新の登録を除く。）

(三) 肥料取締法第五条（仮登録を受ける義務）の規定による普通肥料の生産又は輸入の仮登録（更新の仮登録を除く。）

四) 肥料取締法第三十三条の二第一項（外国生産肥料の登録及び仮登録）の登録又は仮登録（更新の登録又は仮登録を除く。）

登録件数

万五千円

一件につき一

八十九 特定飼料等製造業者若しくは外国特定飼料等製造業者の登録又は規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録

登録件数

万五千円

一件につき一

(一) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項（特定飼料等製造業者の登録）の特定飼料等製造業者の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

(二) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十一条第一項（外国特定飼料等製造業者の登録等）の外国特定飼料等製造業者の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

(三) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

九十 食品循環資源に係る登録再生利用事業者の登録

登録件数

万円

一件につき九

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第一百十六号）第

除く。）

(六) 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第三条（電子通信移行講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）

四) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第六百三十六号）第九条の二第四項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

(一) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

(三) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

(四) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

(五) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

十条第一項（登録）の規定による登録再生利用事業者の登録（更新の登録を除く。）

九二一 農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録

九二一 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録		登録件数	登録件数
(一) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	一件につき一 万五千円	一件につき一 万五千円
(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	一件につき九 万円	一件につき九 万円
(三) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	一件につき九 万円	一件につき九 万円
九二二 馬主の登録			
競馬法（昭和二十二年法律第二百五十八号）第十三条第一項（馬主の登録）の馬主の登録	登録件数	一件につき九 万円	一件につき九 万円
九二三 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可	許可件数	一件につき九 万円	一件につき九 万円
(一) 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	許可件数	一件につき九 万円	一件につき九 万円
(二) 農林中央金庫法（平成十三年法律第二百三十九号）第九十五条の二第一項（許可）の農林中央金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九 万円	一件につき九 万円
(三) 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二条）第九十二条の二第一項（登録）の農業協同組合の登録	許可件数	一件につき九 万円	一件につき九 万円

四十一の六 船舶保安規程の審査等に係る船級協会の登録

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九
万円

四十一 航空運送事業又は航空機使用事業の許可

航空法第二百二十九条第一項（航空機使用事業の許可）の航空機使用事業の許可

一件につき十
五万円

航空法第二百二十九条第一項（外国人又は貨物を運送する事業の許可）の規定による旅客又は貨物を運送する事業の許可

一件につき十
五万円

四十一の二 貨物利用運送事業の登録又は許可

（注）中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第三十条第一項（貨物利用運送事業法の特例）又は流通業務総合効率化促進法第九条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地整備改善活性化法

第十六条第一項（特定事業計画の認定）の規定による特定事業計画の認定又は流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は当該登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定は当該許可とみなす。

(許可)の特定信用事業代理業の許可		
四、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一百二十二条の二	第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可	許可件数
九十四、会員商品取引所の設立若しくは株式会社商品取引所の許可、組織変更の認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	九十五、会員商品取引所の設立若しくは株式会社商品取引所の許可、組織変更の認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	一件につき九万円
二、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第九条(設立の許可)	二、商品取引所法(昭和三十二年第一項)(組織変更の認可)の組織変更の認可	許可件数
三、商品取引所法第三百三十二条第一項(第一種特定商品市場類似施設の許可)の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	三、商品取引所法第三百三十二条第一項(第一種特定商品市場類似施設の許可)の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数
四、商品取引所法第三百三十五条第一項(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可)の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	四、商品取引所法第三百三十五条第一項(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可)の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数
五、商品取引所法第三百三十五条第一項(変更の許可等)(同法第三百四十五条(準用)において準用する場合を含む。)の規定による変更の許可(同法第三百三十二条第二項第三号又は第三百四十二条第二項第三号の取引の対象となる商品又は商品指數の増加に係るものに限る。)	五、商品取引所法第三百三十五条第一項(変更の許可等)(同法第三百四十五条(準用)において準用する場合を含む。)の規定による変更の許可(同法第三百三十二条第二項第三号又は第三百四十二条第二項第三号の取引の対象となる商品又は商品指數の増加に係るものに限る。)	許可件数

(一) 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第三条第一項(登録)の第一種貨物利用運送事業の登録		登録件数
(二) 貨物利用運送事業法第三十五条第一項(登録)の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可	二、貨物利用運送事業法第四十五条第一項(許可)の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可	二万円
四十一、自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録	四十一、自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録	二万円
四十二、ホテル若しくは旅館の登録又は外客宿泊施設に係る登録実施機関の登録	四十二、ホテル若しくは旅館の登録又は外客宿泊施設に係る登録実施機関の登録	二万円
(一) 國際觀光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条(ホテルの登録)のホテルの登録	登録件数	登録件数
(二) 國際觀光ホテル整備法第十八条第一項(旅館の登録)の旅館の登録	五万円	五万円
(三) 國際觀光ホテル整備法第三条又は第十八条第一項の登録実施機関に係る登録(更新の登録を除く。)	五万円	五万円

九十五 商品取引受託業務若しくは商品取引債務引受業の許可又は委託者
保護基金の登録

(一) 商品取引所法第二百九十九条第一項(商 品取引受託業務の許可)の商品取引受 託業務の許可(更新の許可を除く。)	許可件数 五万円
(二) 商品取引所法第二百六十七條(許可) の商品取引債務引受業の許可	許可件数 五万円
(三) 商品取引所法第二百九十三条(委託 者保護業務の登録)の委託者保護基金 の登録	許可件数 五万円
九十六 商品投資販売業又は商品投資顧問業の許可又は業務の種類の変更 の認可	許可件数 一件につき十 五万円

四十三 旅行業若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登
録研修機関の登録

(一) 旅行業法(昭和二十七年法律第二百 三十九号)第三条(登録)又は第六条 の第四項(変更登録)の規定による 旅行業の登録又は変更登録(政令で定 めるものに限る。)	登録件数 一万円
(二) 旅行業法第三条の規定による旅行業 者代理業の登録(政令で定めるものに 限る。)	登録件数 一万五千円
(三) 旅行業法第十二条の十一第一項(登 録研修機関の登録)の登録(更新の登 録を除く。)	登録件数 一万円
四十三の二 予報業務の許可又は気象測器に係る登録検定機関の登録	登録件数 一万円

九十五 商品取引受託業務若しくは商品取引債務引受業の許可又は委託者
保護基金の登録

(一) 商品取引所法第二百九十九条第一項(商 品取引受託業務の許可)の商品取引受 託業務の許可(更新の許可を除く。)	許可件数 五万円
(二) 商品取引所法第二百六十七條(許可) の商品取引債務引受業の許可	許可件数 五万円
(三) 商品取引所法第二百九十三条(委託 者保護業務の登録)の委託者保護基金 の登録	許可件数 五万円
九十六 商品投資販売業又は商品投資顧問業の許可又は業務の種類の変更 の認可	許可件数 一件につき十 五万円

九十七 石油パイプライン事業の許可又は事業用施設の変更の許可 法律第二百五号) 第五条第一項(石油パイ プライン事業の許可)の石油パイプラ ン事業の許可又は同法第八条第一項(事 業用施設の変更)の導管に係る変更の許 可(導管の延長の増加に係る許可で政令 で定めるものに限る。)	許可件数 万円	一件につき九
九十八 石油輸入業者の登録		
石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和 五十年法律第九十六号)第十三条(登録) の石油輸入業者の登録	登録件数 万円	一件につき三
九十九 挥発油販売業者の登録又は揮発油等に係る分析機関の登録	登録件数 万円	一件につき三

四十五 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者に係る登録講習機 関の登録	許可件数 万円	一件につき十 五万円
(一) 宅地建物取引業法(昭和二十七年法 律第二百七十六号)第三条第一項(免許)の国土交通大臣がする宅地建物取引 業の免許(更新の免許を除く。)	免許件数 万円	一件につき九
(二) 宅地建物取引業法第十六条第三項(登 録講習機関の登録)の登録(更新の登 録を除く。)	登録件数 万円	一件につき九
四十五の二 不動産特定共同事業の許可 不動産特定共同事業法(平成六年法律第 七十七号)第三条第一項(不動産特定共 同事業の許可)の主務大臣がする不動產 特定共同事業の許可	許可件数 万円	一件につき十 五万円

産業者に係る分析機関の登録)又は第
十七条の十二第一項(重油生産業者に
係る分析機関の登録)において準用す
る場合を含む。)又は第十七条の四第

いて既に国土交通大臣の許可がされて
いる場合における許可を除くものとし
、二以上の建設業について同時に國土
交通大臣の許可がされる場合には、次
の区分ごとにこれらの許可を一の許可
とみなす。)

イ 建設業法第三条第一項第一号に掲
げる者に係る同項の許可
ロ 建設業法第三条第一項第二号に掲
げる者に係る同項の許可

(二) 建設業法第二十六条第四項(講習の
登録)の登録(更新の登録を除く。)
(三) 建設業法第二十七条の二十四第一項
(登録経営状況分析機関の登録)の登
録(更新の登録を除く。)

四十五 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者に係る登録講習機
関の登録

	三項（揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）	
	(一) 液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録	
	(二) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号）第三条第一項（事業の登録）の経済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録	
	(三) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項（認定）の経済産業大臣がする保安機関の認定（更新の認定を除く。）	
	(四) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三条第一項（一般消費者等の数の増加の認可等の認可）の規定により経済産業大臣がする保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	
申請件数	認可件数	登録件数
一件につき九万円（既に四万五千円に掲げる登録を受けている者については一万五千円）	一件につき一万五千円	一件につき九万円

	四十五の三 マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録	
	(一) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項（登録）のマンション管理業者の登録（更新の登録を除く。）	
	(二) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十一条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	
	(三) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	
登録件数	登録件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
登録件数	登録件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
登録件数	登録件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円

百一 ガス事業の許可、ガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可又

は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録

(一) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の許可）の一般ガス事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の供給区域の増加に係る変更の許可（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの）	許可件数	万円	一件につき九
(二) ガス事業法第八条第一項の供給地点の変更の許可（供給地点群の増加に係るものに限る。）又は同法第三十七条の二（事業の許可）の簡易ガス事業の許可	許可件数	万円	一件につき一
(三) ガス事業法第三十六条の二の二第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
(四) ガス事業法第三十九条の十一第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	万円	一件につき九

(一) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項（登録住宅性能評価機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
(二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
(三) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十一条第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）又は第三十三条规定第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
(四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五十九条第一項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九

四十七 馬主の登録

競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）第十三条第一項（馬主の登録）の馬主の登録

登録件数

万円
一件につき九

百二 高圧ガスの製造等に係る認定完成検査実施者若しくは認定保安検査実施者の認定、容器検査所、登録容器等製造業者若しくは外国登録容器等製造業者の登録又は登録特定設備製造業者若しくは外国登録特定設備製造業者の登録

		(一) 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号（完成検査）の認定完成検査実施者の認定（更新の認定を除く。）		(二) 高圧ガス保安法第三十五条第一項第二号（保安検査）の認定保安検査実施者の認定（更新の認定を除く。）		(三) 高圧ガス保安法第四十九条第一項（容器再検査）の容器検査所の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）		(四) 高圧ガス保安法第四十九条の五第一項（容器等製造業者の登録）の規定による登録容器等製造業者の登録（更新の登録を除く。）		(五) 高圧ガス保安法第四十九条の三十一第一項（外国容器等製造業者の登録）の規定による登録外国登録容器等製造業者の登録（更新の登録を除く。）		(六) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二第一項（特定設備製造業者の登録）の規定による登録特定設備製造業者の登録（更新の登録を除く。）		(七) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第一項（外国特定設備製造業者の登録）の規定による登録特定設備（更新の登録を除く。）		百三 热供給事業の許可	
許可件数																	
一件につき九																	

		(一) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業者の登録）の電気通信事業者の登録		(二) 電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		(三) 電波法（昭和二十五年法律第百三十号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二项第一号（欠格事由）に規定する実験無線局その他の政令で定める無線局の免許を除く。）		(四) 電波法（昭和二十五年法律第百三十号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二项第一号（欠格事由）に規定する実験無線局その他の政令で定める無線局の免許を除く。）		(五) 電波法第二十七条の十八第一項（登録）の無線局の登録（再登録その他政令で定める登録を除く。）		(六) 電波法第二十四条の二第一項（点検事業者の登録）の点検事業者の登録				
許可件数																
一件につき九																

八号) 第二条(事業の許可)の熱供給事業の許可

百四 電気事業の許可若しくは電気の供給区域等の変更の許可、特定供給若しくは一般電気事業者の供給区域外の供給の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三条第一項(事業の許可)

の電気事業の許可

イ 電気事業法第二条第一項第一号(定義)に規定する一般電気事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域等の変更)の規定による変更の許可(同法第六条第二項第三号(許可証)の供給区域の増加に係るもの(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの)を除く。)に限る。

ロ 電気事業法第二条第一項第三号に規定する鉄道電気事業の許可又は同法第八条第一項の規定による変更の許可(同法第六条第二項第三号の供給の相手方たる一般電気事業者の増加に係るものに限る。)

ハ 電気事業法第二条第一項第五号に規定する特定電気事業の許可又は同法第八条第一項の規定による変更の許可(同法第六条第二項第三号の供給地点の増加に係るものに限る。)

(二) 電気事業法第十七条第一項(特定供給)の電気を供給する事業の許可

許可件数	許可件数	万円	万円	万円
一件につき九 一千五百円	一件につき九 一万五千円	万円	万円	万円

四 電波法第二十四条の十二第一項(外国点検事業者の登録)

五 電波法第三十八条の二第一項(登録証明機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

六 電波法第七十一条の二第一項(登録周波数終了対策機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

四十八の二 電気通信役務利用放送事業者の登録

電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第三条第一項(登録)の電気通信役務利用放送事業者の登録

登録件数

万円

一件につき九

四十八の三 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第六条(事業の許可)的一般信書便事業の許可

登録件数

万円

一件につき九

四十八の四 消防の設備等に係る登録検定機関の登録

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条の二第一項(登録検定機関の登録)又は第二十一条の三第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

万円

一件につき二

登録件数

万円

一件につき九

三 電気事業法第二十五条第一項（一般電気事業者の供給区域外の供給）の許可

許可件数

一件につき一
万五千円

四 電気事業法第五十条の二第三項（登録安全管理審査機関の登録）、第五十一条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九
万円

五 電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九
万円

百五 登録電気工事業者の登録

登録件数

一件につき九
万円

百六 エネルギー管理指定工場に係る登録調査機関の登録
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三条第一項（登録）の経済産業大臣がする登録電気工事業者の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九
万円

百七 工業用水道事業の許可又は給水区域の変更の許可
工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項（事業の届出及び許可）の工業用水道事業の許可又は同

許可件数

一件につき九
万円

四十九 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第一百五号）第五条第一項（石油パイプライン事業の許可）の石油パイプライン事業の許可又は同法第八条第一項（事業用施設の変更）の導管に係る変更の許可（導管の延長の増加に係る許可で政令で定めるものに限る。）

許可件数

一件につき九
万円

五十 一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的処理の認定

認定件数

一件につき十
五万円

五十一 国際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登録
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九
万円

(一) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十三条第一項（登録機関の登録）の登録

登録件数

一件につき九
万円

五十二 遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録
工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項（事業の届出及び許可）の工業用水道事業の許可又は同

許可件数

一件につき九
万円

法第六条第二項（給水能力等の変更）の規定による変更の許可（同法第四条第一項第二号（事業の届出及び許可）の給水区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の増加に係るものを除く。）に限る。）

百八 深海底鉱業の許可又は深海底鉱区の変更の許可 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第四条第一項（深海底鉱業の許可）の深海底鉱業の許可又は同法第十四条第一項（深海底鉱区等の変更）の規定による変更の許可（同法第十三条第二項第六号（許可証）の深海底鉱区の面積の増加に係るものに限る。）	許可件数 一万につき九
百九 アルコールの製造、輸入若しくは販売の事業又は工業用使用の許可 アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項（製造の許可）の規定によるアルコールの製造の事業の許可又は同法第十六条第一項（輸入の許可）の規定によるアルコールの輸入の事業の許可 （二） アルコール事業法第二十一条第一項（販売の許可）の規定によるアルコールの販売の事業の許可 （三） アルコール事業法第二十六条第一項（使用の許可）の規定によるアルコールの使用の許可又は同法第三十条（準用）において準用する同法第八条第一	許可件数 一万につき九
許可件数 一万五千円	万円 一件につき九

五十三 会社の電子公告に係る調査機関の登録 商法第四百五十七条（調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一万につき九

五十四 警備員等に係る登録講習機関の登録 警備業法（昭和四十七年法律第一百七十九号）第二十三条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一万につき十
登録件数 五万円	万円 一件につき九

項（変更の許可等）の変更の許可（同法第二十六条第二項第六号の使用施設ごとのアルコールの用途の増加に係るものに限る。）

百十 航空機若しくは航空用機器の製造事業若しくは修理事業の許可又は事業の区分の変更の許可

航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条の二（事業の許可）の航空機若しくは特定機器の製造若しくは修理の事業の許可又は同法第二条の八第一項（事業の区分の変更）の規定による変更の許可（同法第二条の六第二項第三号（許可証）の事業の区分の増加に係るものに限る。）

申請件数	許可件数 万円	一件につき九 万円
百十二 特別特定製品に係る検査機関の登録 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）	一件につき九 万円（既に登 録を受けてい る者について は、一万五千 円）	一 件 につ き 九 万 円

百十二 特別特定製品に係る検査機関の登録
消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十二条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）

は、一万五千
円）

百十三 日本工業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録又は製品試験に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の登録

(四)

			申請件数
(一) 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項若しくは第二項（登録認証機関の登録）、第二十条第一項（登録認証機関の登録）又は第二十三条第一項から第三項まで）（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	一件につき九万円（既に二に掲げる登録を受けている者については一万五千円）	一件につき九万円（既に二に掲げる登録を受けている者については一万五千円）	申請件数
(二) 工業標準化法第五十七条第一項（試験事業者の試験所の登録）の国内にある試験所における製品試験に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	一件につき九万円（既に二に掲げる登録を受けている者については一万五千円）	一件につき九万円（既に二に掲げる登録を受けている者については一万五千円）	申請件数
(三) 工業標準化法第六十五条第一項（外国試験事業者の試験所の登録）の外国にある試験所における製品試験に係る試験事業者の登録（更新の登録を除く。）	一件につき九万円（既に二に掲げる登録を受けている者については一万五千円）	一件につき九万円（既に二に掲げる登録を受けている者については一万五千円）	申請件数
百十四 計量器の校正等に係る事業者の登録又は認定特定計量証明事業者の認定	一件につき九万円（既に二に掲げる登録を除く。）	一件につき九万円（既に二に掲げる登録を受けている者については一万五千円）	申請件数
(一) 計量法第二百四十三条第一項（登録）の計量器の校正等に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	一件につき九万円（既に二に掲げる登録）	一件につき九万円（既に二に掲げる登録）	申請件数